

第1章

総 則



1

目的等

1 目的（法1条）

★★★

労働安全衛生法は、**労働基準法**と相まって、**労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること**を目的とする。 **H24-選DE**

1. 沿革 **必修**

労働安全衛生法は、従来の労働基準法第5章（安全及び衛生）を中核として、労働災害防止団体等に関する法律の第2章（労働災害防止計画）および第4章（労働災害の防止に関する特別規制）を統合したものを母体として技術革新、生産設備の高度化、元請下請労働者の混在作業などに伴う労働災害の防止対策を幅広く展開するための新しい規制事項を加えて成立した（**昭和47年6月に成立し、一部を除き同年10月から施行**）。

2. 労働基準法との関係 **必修**

労働安全衛生法は、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の**労働条件**の重要な一端を占めるものであり、第1条〔目的〕、第3条第1項〔事業者の責務〕、労働基準法第42条〔労働者の安全及び衛生に関する労働安全衛生法への委任〕等の規定により、労働安全衛生法と**労働条件**についての一般法である労働基準法とは**一体として**の関係に立つものであることが明らかにされている。
(昭和47.9.18発基91号)



参考

労働安全衛生法に基づいて、次のような規則が制定、施行されている（括弧内は略称）。

- (1) 労働安全衛生規則（安衛則）
- (2) ボイラー及び压力容器安全規則（ボイラー則）
- (3) **クレーン等安全規則（クレーン則）** **H23-10A**
- (4) ゴンドラ安全規則（ゴンドラ則）
- (5) 有機溶剤中毒予防規則（有機則）
- (6) 鉛中毒予防規則（鉛則）
- (7) 四アルキル鉛中毒予防規則（四アルキル則）
- (8) 特定化学物質障害予防規則（特化則）

- (9) 高気圧作業安全衛生規則（高圧則） **H23-10B**
- (10) 電離放射線障害防止規則（電離則）
- (11) 酸素欠乏症等防止規則（酸欠則）
- (12) 事務所衛生基準規則（事務所則） **H23-10C**
- (13) 粉じん障害防止規則（粉じん則） **H23-10E**
- (14) 石綿障害予防規則（石綿則） **H23-10D**
- (15) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（登録指定省令）
- (16) 機械等検定規則（機械検定則）
- (17) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（コンサルタント則）

2 定義（法2条）



労働安全衛生法において、用語の意義は次のとおりとする。

- i 「労働災害」とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、**粉じん**等により、又は**作業行動その他業務**に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- ii 「労働者」とは、労働基準法第9条に規定する労働者（**同居の親族のみ**を使用する事業又は事務所に使用される者及び**家事使用人**を除く。）をいう。
- iii 「**事業者**」とは、事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- iv 「化学物質」とは、元素及び化合物をいう。
- v 「**作業環境測定**」とは、作業環境の実態をは握するため**空気環境**その他の**作業環境**について行う**デザイン**、サンプリング及び分析（**解析**を含む。）をいう。

1. 事業者 ← 必修

「事業者」とは、その事業における**経営主体**のことをいい、したがって、個人企業にあつてはその事業主個人、法人企業であれば法人そのものを指すことになる。これは、労働基準法上の義務主体である「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。なお、法人の代表者は事業者ではない。

（昭和47.9.18発基91号）

2. デザイン

「デザイン」とは、測定対象作業場の作業環境の実態を明らかにするために、当該作業場の諸条件に即した測定計画をたてることをいう。(昭和50.8.1基発448号)

3. サンプルング

「サンプルング」とは、測定しようとする物の捕集等をいう。(同上)

4. 分析（解析を含む。）

「分析（解析を含む。）」とは、サンプルングした試料に種々の理化学的操作を加えて、測定しようとする物を分離し、定量し、又は解析することをいう。なお、「解析」とは、騒音計、温度計などの物理的測定機器を用いて物象の状態を分析することをいう。(同上)

3 適用範囲（法115条、昭和47.9.18発基91号）



労働安全衛生法は、**同居の親族のみ**を使用する事業または事務所を除き、原則として労働者を使用する全事業について適用されるが、次の i から iii に掲げる者については適用されない。

- i **家事使用人**
- ii **船員法の適用を受ける船員**
- iii **国家公務員**

なお、**鉱山保安法**第2条第2項および第4項の規定による**鉱山の保安**（衛生に関する**通気**および災害時の**救護**を含む。）については、第2章「**労働災害防止計画**」の規定を除き、労働安全衛生法の規定は適用されない。

1. 適用事業 **必修**

労働者を使用する全事業（原則）

2. 適用除外 **必修**

次の(1)から(5)については労働安全衛生法は適用されない（(5)については、第2章「労働災害防止計画」以外の部分が適用されない）。

- (1) 同居の親族のみを使用する事業または事務所
- (2) 家事使用人
- (3) 船員法の適用を受ける船員
- (4) 国家公務員
- (5) 鉱山保安法の規定による鉱山の保安

Point

鉱山保安法の適用を受ける鉱山における保安（安全確保）については鉱山保安法の規定が適用され、労働安全衛生法の規定は、保安以外の事項（例えば通気を除く衛生に関する事項）について適用される。

3. 派遣労働者に係る労働安全衛生法の適用区分 ※必修

派遣労働者に係る労働安全衛生法の適用区分については、それぞれの項目の箇所述べるが、あらかじめその大枠を示しておくと、次表のとおりである。

項 目	派遣元	派遣先
総括安全衛生管理者 H19-9B	○	○
安全管理者 H19-9C		○
衛生管理者 H19-9B	○	○
産業医 H19-9B	○	○
作業主任者		○
安全衛生推進者 H19-9B	○	○
衛生推進者 H19-9B	○	○
安全委員会 H19-9AC		○
衛生委員会 H19-9AB	○	○
危険・健康障害の防止措置		○
危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）		○
製造業等の元方事業者の講ずべき措置		○
定期自主検査		○
化学物質の有害性の調査		○
就業制限		○
雇入れ時の安全衛生教育 H19-9D	○	
作業内容変更時の安全衛生教育 H17-8A H19-9E	○	○
特別教育 H17-8A		○
職長教育		○
作業環境測定		○
一般健康診断・保健指導	○	
特殊健康診断		○
面接指導	○	
労働者死傷病報告 H16-8C	○	○

（労働者派遣法45条）

4 事業者等及び労働者の責務（法3条、法4条）



- I 事業者は、単に労働安全衛生法で定める労働災害の防止のための**最低基準**を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて**職場における労働者の安全と健康を確保**するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に**協力**するようにしなければならない。 **H18-選D**
- II 機械、器具その他の設備を**設計**し、**製造**し、若しくは**輸入**する者、原材料を**製造**し、若しくは**輸入**する者又は建設物を**建設**し、若しくは**設計**する者は、これらの物の**設計、製造、輸入**又は**建設**に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に**資するよう努め**なければならない。 **H17-選DE**
- III 建設工事の注文者等仕事を**他人に請け負わせる者**は、施工方法、工期等について、**安全で衛生的**な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように**配慮**しなければならない。
- IV 労働者は、労働災害を防止するため**必要な事項を守る**ほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に**協力**するように**努め**なければならない。

1. 趣旨

上記ⅠからⅢは事業者の義務、機械等の設計（製造・輸入）者の努力義務、建設工事の注文者等の配慮義務につき、上記Ⅳは労働者の協力の努力義務に関して一般原則を宣明したものである。

2. 建設物を建設する者

上記Ⅱの「建設物を建設する者」とは、当該建設物の建設を発注した者を指す。

（昭和47.9.18基発602号）

3. 注文者

「注文者」とは、仕事を他の者（請負人）に請け負わせている事業者をいう。

5 共同企業体〔ジョイント・ベンチャー（JV）〕（法5条1項、4項、則1条2項、4項）



- I **2以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、そのうちの1人を代表者として定め、これを当該仕事の開始の日の14日前までに、当該仕事が行われる場所を管轄する労働基準監督署長を経由して、当該仕事が行われる場所を管轄する都道府県労働局長に届け出なければならない。**
- II Iに規定する場合においては、当該事業を**選定された代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみを使用する労働者とそれぞれみなして、労働安全衛生法を適用する。**

1. 代表者の指名

事業者から代表者の届出がない場合は、都道府県労働局長が代表者を指名する。

（法5条2項）

2. 代表者の変更

代表者の変更は、都道府県労働局長に届け出なければ、その効力を生じず、代表者変更の届出があるまでの間は、変更前の代表者が事業者としての義務を負わなければならない。

（法5条3項）



（代表者の選定）

上記Iの規定による代表者の選定は、出資の割合その他工事施行に当たっての責任の程度を考慮して行なわなければならない。

（則1条1項）